

平成29年 第10回
教育委員会定例会会議録

平成29年10月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2482号

平成29年第10回定例会

日 時 平成29年10月10日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「欠席者」	教 育 長	青 木 康 平
-------	-------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 協議事項

- 1 港区学校情報化アクションプラン(素案)について
- 2 港区幼児教育振興アクションプログラム(素案)について
- 3 平成30年度港区立幼稚園の定員等について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成29年度港区社会体育優良団体表彰について
- 2 後援名義等の9月使用承認について
- 3 生涯学習推進課の9月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の9月の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の9月行事实績について
- 6 図書館の9月利用実績について

「開会」

○教育長職務代理者 それでは皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第10回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、青木教育長は所用のため欠席でございます。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○教育長職務代理者 日程に入ります。

本日の署名委員は、私が行います。

日程第1 協議事項

1 港区学校情報化アクションプラン（素案）について

○教育長職務代理者 日程第1、協議事項に入ります。「港区学校情報化アクションプラン（素案）について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 「港区学校情報化アクションプラン（素案）について」ご説明をさせていただきます。資料はお手元の資料ナンバー1の素案、そして1―2の概要、それから参考資料として1から3までございますけれども、アクションプラン策定部会での主な意見が1番目の項目となっております。そして2番目の参考資料2のアクションプラン策定に係る検討体制をお示しさせていただいておきまして、参考資料3で策定のスケジュールとなっております。主に素案と概要を用いて、ご説明をさせていただきます。

まず、現行のアクションプランは平成26年度から平成29年度となっております。そのため、今回次期アクションプランといたしまして、平成30年度から32年度までの3カ年を計画期間といたしまして新規に策定するものでございます。情報通信技術の進歩が早いこと、そしてまた国が目指す教育情報化の最新の動向を捉えて、迅速に施策に反映できるようにすることから3年を計画期間としております。

本素案の構成でございますけれども、資料ナンバー1をお開きいただきまして、目次をご覧ください。第1章でこれまでの教育の情報化における状況、背景等、それから計画の位置づけをお示しさせていただいております。第2章ではこれまでの情報化の取組と今後の課題、第3章でアクションプランの目標及び基本方針をお示しさせていただきまして、第4章でその基本方針のもとにあります施策についての具体的な取組等を掲載しております。第5章はアクションプランの推進・整備に当たってということで最終章となっております。

では第1章でございますけれども、アクションプランの目的と位置づけでございます。目的は学校における主体的・対話的で深い学びの実現や子どもたちの情報活用能力の育成、そして校務の効率化による教員の子どもたちに向き合う時間の確保のため、ICT環境を整備するとともに、安全なセキュリティを確保いたしまして、それらを効果的に活用することで、学校教育の質の向上を図ることとしております。位置づけは3ページの下に図を示させていただいておりますけれども、基

本計画・教育ビジョンに示された区の将来像を実現するため、教育における情報化分野の行動計画といたしまして前期の計画の施策を引き継ぐとともに、新たに今回港区情報化計画の見直しを行っておりますけれども、区の港区情報化計画などと内容等の整合性を図っております。

次に第2章でございますけれども、5ページ目になります。これまでの取組と、学校に行いましたアンケート調査やヒアリングから見える課題についてご紹介をしております。9ページ目の3「学校アンケート及びヒアリングから見える課題」のところでございますけれども、アンケートは既に29年の1月から2月に実施をしております。そちらを活用させていただきまして、改めて今年の夏に各対象校、青山小学校、港南小学校、赤坂中学校、港南中学校、小学校・中学校のそれぞれ2校でございますけれどもヒアリングを行いました。

対象は校長・副校長・教員の29名でございます。そのうち特別支援学級の教員が含まれておりまして、授業面では各学校の教員の機器利用頻度が50%を下回っていることから、機器の利用の定着に課題と偏りが見られております。またタブレット端末につきましても一定程度配置している状況ではございますけれども、身近にいつでも使用できる環境が望まれるという声がありました。校務面におきましては、システム操作等の課題がございまして、使い勝手が悪いというようなご意見がありました。そして活用していない教員への活用推進も今後検討していくことが必要ということでございます。環境面におきましては、タブレット端末を同時に複数台接続して使用する環境がまだ整っていないというところがありますので、こちらの環境改善をしていくことが多く望まれております。

では次に第3章の11ページでございますけれども、こちらが本アクションプランの目標と基本方針でございます。目標は「児童・生徒の視点」、それに「教員の視点」、「インフラ・セキュリティの視点」の三つの目標を掲げさせていただいており、記載のとおりでございます。その下に六つの基本方針を定めて、具体的な取組を行ってまいります。12ページ・13ページに基本方針をお示ししておりますので、抜粋をしてご説明をさせていただきます。

まず基本方針の1でございますけれども、こちらは「ICTを活用した授業の充実」ということで、発達段階に応じた情報活用能力の育成、それに教科指導におけるICTの積極的活用のほか情報モラル教育、それから新たに今後小学校で必修化となりますプログラミング教育の充実に取り組んでまいります。特別支援学級や適応指導教室におきましても個々に応じた対応ということで、ICTの効果的な活用を推進し個々に応じた指導の充実を図ってまいります。

基本方針の2でございますけれども、こちらは新たに今回プランの中に盛り込んだものでございまして「ICT機器の充実」でございます。先程申し上げましたタブレット端末や電子黒板等のICT機器や教科指導用の電子教材の計画的な配備・更新を行ってまいります。

基本方針の3でございますけれども、「教員のICTを活用した指導力の向上」ということで、活用する教員の指導力育成が不可欠ということが大きな課題となっております。そのために教員向けの研修の充実であるとか教員が作成した優良事例やさまざまな教材等を共有することにより指導力の向上に取り組んでいくということと、授業でのICTの活用を促進していくということでございます。またICT支援員の派遣やヘルプデスクも既に設置しておりますけれども、これをさらに継

続をし、引き続き授業を支援していくという考えでございます。

基本方針の4は「ICTを活用した校務の効率化」でございます。ここでは今課題となっております働き方改革の一環として、教員の負担軽減を行っていく一つの手段といたしまして、ICTの積極的活用が求められております。働きやすい職場づくりを推進し、教員が児童・生徒と向き合う時間を十分に確保する観点から、この校務支援システムの活用を促進し、ひいては家庭環境に配慮した自宅等で業務を行える環境の整備やテレビ会議システムの活用等におきましても、少しでも教員の負担を軽減できる形を考えてまいりたいと思っております。家庭環境に配慮した自宅等で業務を行える環境というのは今よく世間の中、議論等でテレワークを行っておりますけれども、こちらにつきましても、教員は日中仕事をしている中で、持ち帰ってというところがありますので、そちらの部分については十分にどういう形がふさわしいのか検討し、論議をした上でということになるかと思えます。

基本方針の5でございます。13ページになります。こちらにも新たに盛り込みました。「ICT環境の整備の推進」ということで、今の小・中学校の無線LANの接続環境に課題があるということがヒアリングの中からありましたので、環境向上に向けた対応が非常に求められているというところがございます。無線環境を再整備することで、教員の意見を反映したより使いやすいICT環境づくりに取り組んでまいります。

基本方針の6につきましても「教育情報セキュリティ体制の強化」ということで、個人情報の漏えい等を防ぐということ、漏えいをさせないというところから教育情報セキュリティの確保が不可欠ということでございます。平成29年度に文部科学省から公布されております「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、教員の意識向上を目的とした研修・訓練の機会を設け、情報セキュリティ対策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、第4章へ行く前に15ページをお開きいただきまして、今、目標と基本方針をお伝えさせていただきましたが、そちらをフロー図にしたものがこちら15ページでございます。後程ご覧いただければと思います。

では第4章に移らせていただきます。第4章では具体的な施策をお示ししております、14ページに具体的な施策の19項目を一覧にしてあります。目標を1、2、3と掲げて次に基本方針、そしてその下に具体的な施策でございます。では16ページからこの具体的な施策の内容を掲載しておりますのでご報告します。

まず網かけになっている部分は今回、本計画から新たに加わった内容となります。目標の1「新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した『主体的・対話的で深い学び』の実現」といたしまして、基本方針の1と2でございます。

17ページ施策の②をご覧ください。「教科指導におけるICT活用の実践」といたしまして、レベルアップとなっております。こちらは先程の教員のICT活用の能力を上げるというところがございますけれども、ICT活用によりまして学習内容を分かりやすく説明できる効果が期待できるというところから、子どもたちが教え合い学び合うなどの協働学習での有効活用にも活用したいというところがございます。そのため、網かけの部分でございますけれども「小・中学校における各

教科指導において、学習目標の達成やねらいに沿った授業を実践することを目的に、ICT活用を積極的に推進します」としております。この積極的に推進するためでございますが、区の研究奨励校のうち、小・中学校から各1校を重点的にICTを活用した授業を実施するモデル校として位置づけます。そのモデル校には学識者を招いた指導・研修等を行い授業の内容の充実を図り、そして内容を検証してまいります。そしてその研究成果を他校に還元するというところでございます。モデル校で実施したものは広く全校に広めていくという考えでございます。

四角の囲みの中、ボックス化してございますけれども、こちらは年度ごとの計画実施の予定でございます。今回のこのプランの中には各目標において成果指標を設け、そして目標管理を行うとともに、施策の内容によってはボックス化をいたしまして、年度における取組を明確にしているところでございます。

施策の③でございますけれども、こちらが「プログラミング教育の推進」で新規施策でございます。新たに32年度から必修化となりますプログラミング教育について盛り込ませていただいております。網かけの部分でございますけれども「円滑にプログラミング教育を開始できるよう教育委員会として支援」していくこと、また「現在一部の学校で実施しておりますプログラミング教育の内容を周知」していきながら、教員向け研修を通じて「各教科の特質に応じた実践方法の例示等を行ってまいります」と記載しております。

次に施策の5になりますが「個に応じたICT活用の推進」で、こちらも新規でございます。ここでは特に個に応じた指導を行うことの充実を目指し、特別支援学級においては一人ひとりの持てる力を高めていくということで、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められております。

特別支援学級のみならずですが、日本語学級や難聴・言語障害の通級指導学級等の通級学級においても、それぞれのお子さんに応じた指導を行ってまいります。あわせて適応指導教室でございますけれども、こちらは「タブレット端末を配備することで個々の学習スタイルに応じた学習環境を整え」て、在籍校との連携の中でさらに適応指導教室に来校した際に、タブレット端末を用いながら個々の学習スタイルを確保していくということが目的でございます。

では次に、19ページの基本方針の2でございます。こちらがICT機器等の充実に向けての施策になります。施策の⑥と⑦でございますけれども、まず施策の⑦で「電子黒板の追加配備」、こちらをレベルアップさせていただいております。既に小学校には電子黒板を配備しておりまして、来年度30年度で全中学校にも普通教室に電子黒板を配備いたします。さらには31年度に小・中学校の特別教室、各フロアに1台を目安に電子黒板を配備し、これまでの授業をさらに効率的に利用できる環境を実現してまいります。電子黒板の今後の機器の更新につきましてはメーカーの保守期間もございますので、原則5年を目安に機器を更新しますということを改めて入れさせていただき、今後の予算計上等につなげていきたいと考えております。

20ページでございます。こちらが目標の2になります。「教員のICTを活用した指導力の向上と、校務の効率化による児童・生徒と向き合う時間の創出」でございますが、基本方針の3から施策の⑨「ICTを活用した公開授業の実施」として新規で入れております。先程モデル校の推進がございましたけれども、各学校におきましてモデル校から色々と還元された授業展開や教材等の

準備等を受けて、各公開授業を推進してまいります。網かけの部分は公開授業におけるICTの活用は、普通教室への電子黒板の配備が済んでいる小学校から拡大していくこととし、中学校においても31年度にインフラ等整備が整い次第、本格的に活用を行っていくこととしておりますので、小学校につきましてはもう30年度から積極的に活用した公開授業、中学校については31年度から公開授業を随時実施していくという考えでございます。

施策の⑩は「ICT活用事例の収集・共有」で、こちらも新規となります。今まではそれぞれ各学校、各教員が教材等の蓄積をしておりましたが、このICTを活用することにより共有することができますので、優良な指導事例や教材収集をして各校で活用する。ひいては区内での活用もできるかと思っております。

22ページになりますけれども、基本方針の4でございますが、ICTを活用した校務の効率化に向けての施策、こちらが先程の教員の負担軽減につながる部分でございますけれども、今既に活用しております校務支援システムの活用をさらに促進してまいります。教員によってはまだ使い切れていないということもございますので、全教員がこちらで使えるようにということを目指しております。システムの一部改修等もございますけれども、操作研修等を行いながら活用を促進してまいります。なお幼稚園のシステムにつきましては今後小学校に円滑に引き継ぐ観点から、有用性があるかなどを検討しながら、必要性を考えてまいりたいと思っておりますので、今回の本計画の中では幼稚園の部分は年度ごとの計画にはまだ反映をしております。

施策の⑪が、先程申し上げました家庭環境等に配慮した働き方の整備ということで新規で入れさせていただきます。教員についてもやはり子育ての世代や介護の世代の方がいらっしゃいますので、それらの方々がそれぞれ仕事と家庭を両立していく中で、自宅でも業務可能な環境整備を行うことが有効ではないかという考えからでございます。働きやすい職場づくりを今、教員、教育委員会事務局一同一丸となって進めているところでございますけれども、教員が自宅からセキュリティを担保しつつ安全に業務を行える環境を整備してまいります。まずは導入の体制、ルール等を十分に検討する必要がありますので、この導入に向けての必要な事項につきましては四角の囲みの中で4点挙げさせていただいております。「校外で業務を行う場合の許可要件」、それから「校外で行える業務内容の範囲」「校外で業務を行うパソコン等の機器要件」「安全に業務を行うための情報セキュリティ体制」というところでございます。

23ページは先程の新規施策の⑫「テレビ会議システム等の導入」と、施策の⑬で「ICTを活用したさらなる業務効率化の検討」でございます。テレビ会議システムにつきましては既に庁内でも導入されており、支所と庁内で会議を行う場合等に活用しております。学校もかなり色々な会議体が多くございますので、校長先生等が外へ出なくても庁内と学校とで行なったり、新たな教育センター等を活用しながら行うということもできるかというところで、こちらも環境整備を検討してまいります。

それから⑭の「ICTを活用した業務効率化の検討」でございますが、こちらは既に色々なAIであるとかRPA等の導入を鑑みながら、区長部局と連携し教育現場にふさわしい最新技術の活用を検討してまいりたいと考えております。事務処理のロボット化、RPAにつきましては学校内で

もかなり色々な定例的に繰り返しの会計作業等もございますので、そういったものも含めて検討していきたいと考えております。

最後に目標の3でございますけれども、こちらが「日常的に活用できるICT環境の整備と教育情報セキュリティの確保」ということで、これまで現行では「ICT環境の安全安心の確保」と掲げておりましたが、今回はネットワーク環境の強化ということで、これからタブレットを配置していく中で学校内でも十分に活用ができるという環境を目指しております。

まずは環境整備ということで、平成30年度で小学校4校、中学校2校にも先程の研究奨励校となるモデル校等も含めて整備を行ってまいりまして、随時31年度32年度で全校に整備をしていきたいと考えております。

第5章は「アクションプランの推進・整備にあたって」ということで、推進体制と今後の留意事項等の記載をさせていただいております。進捗管理につきましては、目標の達成を目指して各施策を確実に実施していくために、PDCAをサイクルで確実に行っていきます。そして進捗状況の評価を行い、教育委員会に報告させていただきたいと考えております。

参考資料1で検討会の意見を反映した部分を記載しております。そちらを今回このプランの方にも落とし込みをしておりますので、ご確認いただければと思います。

急ぎ足で抜粋をしながらご説明をさせていただきました。教育委員会で本日ご説明させていただきました後、庁議に諮らせていただきまして、常任委員会へもご報告させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 全体を拝見していて、まず一つは9ページのところで、アンケートの結果だと利用頻度が50%を下回っているということが書かれていますけれども、これは必ずしも数字が高ければいいのかどうかというのは判断しづらいところだと思うのですね。おそらく使い過ぎてもいけないし、使わな過ぎても、そのバランスが非常に難しいところだと思います。ですから、利用頻度を増やすことが最終的な目標ですよという誤解を招かないように気をつけた方がよろしいのではないかなというのが、まず感じたところです。アンケートを読んでいないので何ともこれ以上は申し上げられませんが。

それからこのことに関連して、例えば17ページのところに「ICTを活用した授業実践例」とありますけれども、例えばデジタル教科書、確かに今電子黒板でパッとそこをマークすると音声で朗読をしてくれたりとなっていますけれども、朗読のお手本は機械が発するのがいいのでしょうか、それともやっぱりそれは担当の先生が声できちんと子どもの前で朗読する方がいいのかと言ったら、何もそこまで機械任せにして、単に電子教材のところでクリックをするだけのような形にならない方がいいのではないかと思います。部分的にうまく使うことはできるでしょうけれども、こういうところだって本当にデジタル教科書、電子教材のいい部分を活用して、逆にやり過ぎなところは活用しないというようなことを、先生方が率直に考えて工夫していくという風土をつくっていくことの方が、実は大切なのではないかと感じました。

つまりこういう電子教材は、どう使えば子どもたちの基礎的な能力がどう高まり、逆にこういうことにしてしまうとかえって基礎的な能力を育てることを妨げるという、そこはやっぱり功罪両面を考えながら、バランスよく取り入れていくということが必要なのではないかなと思います。簡単な例を挙げると例えば山登りするときにナビの地図だけ持っていたら、それは普段は登れても電池が切れたら終わり、逆に昔の2万5千分の1の地図を持って歩いていけば、その地図から地形を想像する力だってできるわけですね。あるいは今実際に建築の人たちを見ていると、昔の手描きの経験を持っていた人は、図面を見れば自然に透視図も自分で立体的なものがスケッチでき、CAD世代で育った人は図面だけ見ても透視図が全然自分で浮かばなくて、全部それは機械に描かせないと出てこないというような部分がやっぱりあるわけです。子どもの能力のどこをきちんと伸ばすために使うのか。逆に下手な使い方をするとかえって妨げるかもしれないというところを、両面バランスよく考えることが必要なのではないかなと思って、そのバランスのよい活用、あるいはそういうことを率直に功罪両面議論していいのだという風土を大事にしていくことの方が必要なかなとあえてまずこの場で申し上げました。

○教育長職務代理人 どうもありがとうございました。

ほかに何か質問やご意見はございますか。

○田谷委員 では、よろしいですか。12ページの基本方針の4のところ、「ICTを活用した校務の効率化」というのがありますが、その中の下3段ですが「家庭環境に配慮した自宅で業務を行える」という部分、例えば一般の企業でも自宅で業務を推進できるようなシステムというのが活用されているのです。学校の先生たちの場合はやっぱり生徒と触れ合うことが最大の仕事だと思いますので、家庭環境に配慮したということになっています。どの程度行けるのかなと。

その件については22ページ、施策⑮のところの子育て世代や介護と、確かにそれを言われると私も同感です。子育てで時間をとられたり、それから介護の問題、これからますます出てきますので、その辺のバランスをうまくとっていただいて、こういったところでICTがうまく活用できればいいなと。ただその辺が私としてもどう活用したらいいかというのはなかなかまとまらないところで、一般の企業の場合はそのまま持って帰ってやればいいわけなのですが、先程も申し上げたように子どもと接するという点ではちょっとそれが逆行するのではないかなと思います。

それからテレビ会議の活用というのは大いに結構なことだと思います。わざわざ都内渋滞の中を出張して支所に行ったり学校に行ったりする必要はないので、通常の会議室にそのモニターとカメラのシステムを用意すれば、簡単なパソコンでも十分できると私も認知しておりますので、それはもう大いに活用していただきたいと思うのですが、ただその在宅勤務と言ってしまってもいいかどうか分からないのですが、それについてはいかがかなと、難しいですね。

○庶務課長 まず家庭環境に配慮した働き方のところなのですが、こちらは学校で皆さん子どもたちが帰ってから色々教材の準備をしたり、整理をしたりするという仕事がありますが、でも家にも早く帰らなければいけないというような思いの中で、一旦学校でその時間を終わりにして、家で仕事ができる環境があれば子どもが寝ついた後とか、自分の仕事が終わった後にできなかった仕事を家でやるというような考え方になっています。色々な仕事の仕方をもっと少しバリエーション

を広げるといふ考え方なのですね。

ただし、それを実施してしまうことで、学校で十分に働いた後の時間ですので、勤務時間そのものは長くなってしまふところがございます。そこをどういふやり方をした方が有効なのか、先生たちの負担にならないのかといふところは、これから十分に検討したいと考えております。

○指導室長 もともと教員は教育公務員特例法によつて4%給料が増していますよね。これは教員といふのは命じられて仕事をするのではなくて、自分の自主的な判断によつて業務量を調整するといふことになっているわけですね。

ところが実際問題として、昔でしたら答案を持って帰つて自宅採点することができましたけども今は一切できない状況にあつて、学校を出られないといふ状況が多々あるわけですね。その中で例えば放課後子どもと話さなければいけない、何か家庭がおかしい状況にあつて支援しなくてはならないときに、「今日早く家に帰らなくてはならないが、この仕事を終えないといけない」と思つたときに、子どもに十分時間をかけなければいけないところでジレンマが起こるわけですね。

そういった時「今日はここでこの子のために時間を使おう、この仕事は今日はタブレットを持ち帰つて家でやればできる」と教員が判断して、よりよく子どもに接して業務を行うことができるよふな環境整備してあげるための事業ですね。もともと家でたくさん仕事しろといふよふな目的ではないので、その使い方といふのはやはり教員の自主的な判断が非常に重要だと思つていますし、このことによつて子どもにかける時間といふものを上手にバランスをとるといふことが大きな目的でございますので、その辺のところをご理解いただければありがたいと思つております。

○教育長職務代理者 今の指導室長のご説明でよく分かりました。働き方改革とか世の中色々言われておりますし、特に今後子育てのこととか介護のこととか、今世の中一般的にそういったことで家庭でもできるようにといふことなので、そこはやはりICTを利用して、家庭でもできるようにした方がよいことは間違いないですね。

ただ今室長の言つたよふに、先生方が自分で判断してこれはできる、これはやつてはいけないとか、それは先生方できちんと判断してもらふといふことですね。分かりました。

○田谷委員 ではその件でもう一つ、おっしゃるとおりにされて、どうかまた先生が過労働にならないよふにご配慮の程をよろしくお願ひいたします。学校でも目いっぱいまで勤務して、自宅に戻つてもそれこそ夜遅くまでといふのではまた大変だと思つていますのでよろしくお願ひします。

○教育長職務代理者 答案の採点等を家に持ち帰つてやつてはいけないといふのはいつ頃からそういったことになつたのでしたか。なぜそんなのでしたか。

○指導室長 個人情報保護条例ができてからでございます。これにつきましては実は今マイクロソフトが研究を始めているのですが、自動採点システムといふのができまして、子どもたちのテストをOCR、要するにスキャナで連続読み込みすると、それが自動的に採点できるシステムがかなりできてきて、精度も高くなつてきています。それで、その子がどの問題ができた、できないといふのが一覧表で出てくるよふなシステムができ上がつてきているので、それを上手に活用することも考えています。

ただ今までですと教員が丸をつけることによつて、この子はできたとかできないとか色々なこと

の感覚を持っていた。でもある面ではいつもできない子はできない子という感覚を持っていて、いつもできる子はできる子ということで、中間層の子たちがどのぐらいができてどこが苦手か不得意かというのを、若いうちはなかなか分析ができないのですね。なれてくるとその点を注意しながら採点するのですが、若いうちはそれができない。このシステムが入ることによって担当が若くても一気にクラス全体の状況を把握したりとか、そういうICTの便利な面と教員の技能として高めなければいけない面、そのバランスをどうとりながらというのがこれからの課題だと認識しております。使うべきところと使い、きちっと教員が子どもを伸ばしていけることと教員の業務量のバランスをとりながら進めるように考えているところでございます。

○教育長職務代理者 何かバラ色のようにバラ色でないような感じですね。

○指導室長 それによって教員の能力が伸びなければ意味がないので、そこは大変大事なところで。先程のお話の中で朗読のお話がありましたけれども、古典の部分というのは実際に古典のものを教員が聞いたという覚えが余りなくて、古典朗読に関してはICTの方がきちっとしたプロといいますか、検証された発音の仕方をしている。それを流すことで教員も聞きながら覚えていくというところではICTの力をかりるというのも一つの方法です。それを無理して連日ずっと聞いて教員が真似をするのがいいのか、何回かそれをやるうちに教員が覚えていくのがいいのか、その教材研究の時間の使い方というのもICTによって担保される一面もあると考えています。

○教育長職務代理者 平家物語や徒然草で下手な読み方されても困りますね。

○指導室長 情緒ある豊かな表現で取り組めますので。

○教育長職務代理者 豊かな表現ね。

○山内委員 どううまく補い合いながら使っていくかですよ。

それでは、あといくつか細かいところですけど、例えば今の話で言うと23ページのところで、ICTを活用した取組で例えばAIが教員の行う答案分析・理解度の、とありますけれども、大事なのはこれからAIという言葉が1人歩きすると、あるいはそれに過度な期待をすることになってしまわないように、そこで今おっしゃったように大事なのはどの部分を任せてよいかということであり、どこを頼り過ぎるとまずいかということを常に考えるということです。

特にAIが対応してくれるといっても、そこが一旦ブラックボックスになってしまうと実はもう対応がきかなくなるので、常にAIの部分についてはその判断のロジックが適切なのかということをどこかで検証しながら使う、そして精度を上げていくという必要があると思うのです。その点を十分にお気をつけになりながら研究をされていったらいいのではないかとというのが一つです。

また、細かいところだと19ページで、電子黒板の機器更新で「5年を目処に」と書かれていますけれども、おそらく今は電子黒板、特にプロジェクタの精度というのは非常に上がっているのです。きっと5年を目途に更新だと過剰な投資になりかねないのではないかと私の率直な印象です。

ですからそれよりは、もちろん使い勝手を改善するため、中のソフトの更新とか、そういうものはどんどんやっていかなければいけないと思いますけれども、あえて5年ごとに更新する必要があるのか。もう少しそういうのは適切な期間を検討されて、逆にもっと投資すべきところがあればそちらに向けるということもお考えになったらいいと思います。

○教育長職務代理者 確かにものすごくお金がかかりますよね。我々はよく分からないから、「これくらいかかりますよ、5年で必要です」と言われると「はい、そうですか」となってしまいますよね。

○指導室長 以前より価格も半分ぐらいに落ちていきますので、そういう意味では価格が下がりながら新しい機種が出てきています。メーカーも保守費用というか、保守のパーツが5年するとかえられないというパターンもありますが、保守ができるのであれば10年使っても問題はないですね。

○教育長職務代理者 ほかに何かございますか。

この問題は非常に専門的な分野も多いし、なかなか難しいと思うのですが、このICTを活用してもっと子どもたちの学力が向上して、また先生方の負担も減るということになれば、本当にいいことなので期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、この件はこの程度でよろしいですか。

2 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について

○教育長職務代理者 それでは続きまして、「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）について」ご説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、幼児教育振興アクションプログラム（素案）ということで、資料ナンバー2番目から始まるこちらの資料でございます。まず資料でございますが、ナンバー2番が素案本体ということになります。ナンバー2—2が素案の概要ということで、構成に沿いまして概略をお示ししているものでございます。次に2—3でございますけれども、こちらは現状ですとか国、都、区の動きを踏まえて、新しい改定計画の中に盛り込んでいる要素といたしますか、こういった取組を今後していきたいというようなところを表にしたものでございます。それに加えましてA4横の参考資料1ということで、外部の方も入った検討委員会の中で出た意見とそれをどのように計画の中に落とし込んでいくかというようなところをまとめたものです。参考資料2番が検討委員会の開催状況、参考資料3番が改定のスケジュールということになっています。

まずこれまでの経緯と今後の流れというところで、参考資料の2番のところをご覧くださいと、まず検討委員会ということで、聖徳大学院講師の方と昭和女子大学特命教授の方、このお二方に委員長・副委員長になっていただき、それに私立幼稚園や区立幼稚園長会の会長にも入っていただきまして、7月、8月、9月と各1回、計3回の検討委員会を開催し、現在の素案の協議内容に至っているという状況でございます。

次に、参考資料の3番をご覧ください。今後の流れでございます。今日一度ご協議をさせていただきまして、その後11月6日の庁議での意見も踏まえ、再度11月14日の教育委員会で次は議案としてご審議をいただき、こちらで決定と考えています。その決定を経て年末12月にパブリックコメントと区民説明会開催というような形で、年明けに向けて進んでいければと考えております。

それでは、全体の素案の概要について説明をさせていただければと思います。まず、資料のナンバー2—2をご覧ください。こちらは全体の構成に沿って組み立て、1枚にまとめております。今回のこのアクションプログラムなのですけれども、もともと港区には公私立幼稚園が比較的近い数存在しており、そこでの協議を重ねて区全体の幼児教育の振興を図っていくという

ような取組を進めておりますので、それを具体的に行動計画としてまとめているものということで、この辺の考え方はそのまま進めていくということになります。

背景ですが、幼稚園教育要領が今年3月に告示されまして、実際には来年の4月から新たに改定ということになるほか、オリンピック・パラリンピックがこの計画の最終年32年にありますというようなことですか「入学前教育カリキュラム」というものをつくって進めているというようなところもございますので、その辺が背景になっています。方向性としては改定方針のところでお示しましたが、基本的にはその六つの基本方針を継承していくという方向で今回の素案もまとまっております。

次に2-3をご覧くださいと思います。素案の本体、資料ナンバー2の説明をあわせて、順に今回盛り込んだ部分などをご説明させていただければと思います。

まずこの2-3で見ますと、右側の「改定計画」というところに基本方針と取組のタイトル名、さらに中黒でお示ししているのが具体的にこの計画の中に盛り込んでいる取組というような流れになっておりますので、それに沿ってということでもまず11ページをお開きいただければと思います。

素案の11ページ、「小学校入学前教育の充実」ということですが、12ページに行っていただけますか。この表の中で「取組」ということですが、こちら黒丸の五つ目のところがございます。既にある教育カリキュラム、この辺を来年度以降継続して活用していくというのはもとより、評価ですとかそういったものも行いながら、さらにいいものにしていければというようなことでもございます。実際に30年度以降活用の継続と充実ということで3年間進められればと思っております。

続きまして、14ページを見ていただければと思います。「特別支援教育の充実」ということでもございます。その中で介助員の「現状」、上から二つ目の黒丸です。介助員の数が高水準で推移しているというような状況がございます。さらに「現状」の中では最後の丸として、人材確保が困難であるというような状況もあるということです。また「取組」の中の、これも上から四つ目の丸の部分でございますが、こちらでは実際に支援が必要な幼児について、実際に受け入れられるかどうかというようなところが現状として非常に判断が難しいというような状況もありまして、この辺については今後よりスムーズにそういった判断ができるところ、経営ができるというような状況に持っていくために、関係機関等々と連携していくということを今後進めていければということで、新たに入れさせていただいております。

続きまして、18ページをご覧くださいと思います。こちらは「受け入れ体制の充実」ということでもございます。こちらの「課題」のところでもございますけれども、幼稚園は通学区域がないため広域調整というのがありますけれども、やはり現状として自宅に近い幼稚園を希望するという、そういった傾向がありますので、今後その不足が予想される地域をどうしていくかというのが課題であるということです。

それを踏まえて今後その拡大に取り組んでいくというような形になるかと思っております。一方で「取組」として一番下のところです。黒丸の四つ目、公私立幼稚園連絡協議会を定期的を開催するというところで、この中で、実際に今回の検討委員会の中でも出たのですけれども、減少に転じるというようなことも将来的にはあり得るので、その辺は区立幼稚園としても柔軟に対応できるようなこと

も視野に考えてほしいというような意見がありまして、その辺を入れさせていただいたという状況でございます。

次に、隣の19ページになります。こちらでは「3年保育の充実」ということで、3年保育に定員を上回る要望があるというところとニーズがあるというような状況を踏まえまして、実際に今後拡大していく方針であるということを改めて触れているというところでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。こちらは「防犯対策等」ということで、現行計画では主に防犯を中心に生活安全といいますか、そういう観点のみの記載となっていたのですが、こちらの委員の中から交通安全というのも非常に重要な要素であろうという意見が出まして、その辺は実際に機会を捉えて交通安全に取り組んでいければということで、新たに入れさせていただいております。

おめくりいただきまして24ページでございます。「幼稚園の施設整備」についてということで、こちらは、実際に今後の計画期間内での定員増の要素となる部分につきましては、麻布幼稚園ということになっています。こちらの一番下の表になりますけれども、こういった計画で進めていければと思っております。

27ページをご覧ください。「預かり保育の充実」ということでございます。こちらは、実際に既に預かり保育が現在9園ということになっておりまして、それを踏まえて一定の需要があるというところですか、もうあと残りが現時点で3園というところがございます。一定程度その教育的配慮ですとか、子どもの生活のリズムに配慮するというようなことをしつつ、今後拡大していくという方向で進められればということで、こちらに位置づけさせていただいております。

最後に、29ページをご覧ください。こちらは「外国人の幼児と保護者への配慮」ということで、港区独特の特徴としまして非常に外国の方が多いというような中で外国人の保護者との意思疎通ですとか、幼児に対してのコミュニケーションですとか、保護者に対してのコミュニケーションというのも非常に難しい部分もあります。この辺を今後どうしていこうかという中で、取組としましては例えば言語翻訳機ですとか、もし学生ボランティアさんなどをお願いできるのであればそういった方、特に英語を学んでいる学生さんなどにもご協力いただいて簡単な翻訳をお手伝いいただくとか、実際に先生方も挨拶ですとかそういったものを普段から使うように心がけたりというところでコミュニケーションを図っていくといった取組を行っていければということでこちらに触れさせていただいております。以上でこの計画の内容の説明になります。

これ以降33ページからは「進行管理」ということで、計画期間が32年度までとなりますので、32年度になりましたらこの結果というか経過を踏まえまして、またそれに向けて今後どういうようにしていくかというようなところになるかと思っております。

済みません、1点、参考資料2番のところでは検討委員会の構成委員の方の「所属等」というところで下から2番目の指導室長のところが間違えておりました。大変申し訳ありません。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問とかご意見等がございますでしょうか。

○田谷委員 よろしいでしょうか。幼稚園における防犯対策ですが、地元の幼稚園を見ていてもか

なり甘いところが非常にあるなど、柵も低かったり容易に侵入できるとか、大分改善されているということは私も承知しているのですけれども、それは引き続きお願いしたいのですが、この中で特に今回、「全国交通安全運動等の」というところにわざわざ網かけの字にしているのですけれども、これを「園だよりやその機会に応じて交通ルールを幼児及び保護者向けに啓発しています」というのですが、これには例えば所管の警察署の警官による説明というのですか、そういうのはされていますか。

○教育政策担当課長 今現在ですと直接警察署の方がいらっしゃって、交通安全指導教育というところをやっております。

○指導室長 実際警察に来ていただいてやっています。ただ23ページの下の米印の6を見ていただくと分かるのですが、幼児は手を引いて歩かなければいけないと道交法にあるのですけれども、これが実際実施されていないといいますか、親御さんが手を放すケースがあります。こういった厳しい話は警察の方から直接保護者に話すことではなくて、子どもたち向けの、こういうように渡りますよというようなプラス面の話しかしていないというのがあります。また、年に2、3回子どもたちには、園長からこういったことについてはお話ししているというのが実態ということでございます。

○田谷委員 ありがとうございます。私は小学校の例しか知らないのですけれども、やはり警察官が制服を着て来てくれて優しく話をしてくれると、かなり子どもたちの交通安全の意識が変わってくると思いますので、今後その辺のところは啓発ということで、大いに所管の警察署を利用させていただきたいなと思っております。

それともう一つ、29ページの外国人の保護者への配慮というところになるかと思うのですけれども、幼児や児童というのは溶け込むと、かなり早いペースで日本語を習得されると思うのです。なかなかおっしゃるように保護者はそういかないと思います。区ももちろんそれなりの部署で対応していただいていることは分かりますけれども、おおよそ保護者同士でかなりその辺の疎通を図るお手伝いをされているやに聞いております。現に地元でもそういうことがありました。小学校でもそうですよね。

この中で学生ボランティアと書いてあるのですけれども、これも大変結構なことだと思うのです。高齢者の方で、僕の周りでも専門的なお勉強をされて、例えば身近な例を言うともう60数歳の僕の先輩なのですけれども、学生時代ずっとフランスに留学されていて、フランス語はかなり堪能な方がいらっしゃいます。それが現役で働いている層だとなかなか難しいと思うのですけれども、OBというか、退職されたという方で能力を持っていらっしゃる方もかなり区内にはいらっしゃると思うので、そういう方にも何かこうお声がけできるようなことをしていただけると、かなり心強いのではないかと。学生よりも時間的に余裕があるおじいちゃんおばあちゃんじゃべれる方がいると思いますので、それは提案したいと思います。

○教育政策担当課長 非常に貴重なご提案ありがとうございます。そういった方とどうつながりを持つのかというようなところも、例えば総合支所などと連携させていただくとか、さまざまな方面から何とかお願いできるそういう方が出てくると非常にありがたいと思いますので、検討させてい

ただければと思います。

○**田谷委員** ぜひともご活用いただきたい。総合支所経由で町会長が結構把握していますから、支所は直接は多分分からないと思うのです。お願いします。私も1人ぐらいフランス語バリバリの人をご案内できますから、よろしくお願いします。

○**教育長職務代理者** そのほかいかがでしょうか。

○**山内委員** 今の23ページで、田谷委員が言われた安全管理の面での、保護者というか児童・保護者への啓蒙というのは非常に重要なことだと思います。確かに最近だと、バス停で待っている親子を見ていても、親はもうスマホに夢中で子供の手を離して冷や冷やするような思いはたくさんあるわけです。

そういう意味ではやっぱり保護者、親への啓蒙って非常に大事なのですが、その場合に単にこの教育の部局だけでは難しく、色々な窓口から啓蒙していくということが大切なのだと思います。警察のルートも一つですし、あともう一つは、例えば小児科の待合室、小児科のクリニックの待合室にそういうポスターなど張ってもらおうというのもかなり効果的だと思いますから、そういう意味で部局を超えて色々な形でお考えになったらいいのではないかなと思います。

一つ例を挙げると、前にイギリスの病院を見学して回っていたときに、小児科の待合室のところに「子どもを手から離してはいけない」というポスターが張られていて、イギリスだとハーネスを使いなさいというのがあるぐらいなのですけれども、そんなポスターでかなり警告的なメッセージを出していました。こういうところまで使って親に安全管理の警告を出しているのかと感心しましたけれども、小児科の待合室というのは一番親の目に入るところで、そういうところも積極的にお使いになってもいいのではないかなというのが一つです。

あと二つ目は、14ページで特別な配慮を要する幼児への支援、これも非常に重要だと思うのですけれども、そこでまず質問ですが、「介助員」という方、例えばその背景、バックグラウンドとか水準というのはどんな状況なのですか。

○**学務課長** 介助員は今、幼稚園でどんどん増えてきているのですけれども、行動観察をやりながら介助員を配置するというのを決めていきます。例えば平成28年度で言いますと行動観察の対象園児数が173名程いらっしゃいます。その中で必要な方について介助員を配置していくことになるのですけれども、まず専門家の方にお子さんのいる園に行って見ていただいて、落ちつきがないであるとかほかの園児に対して手を出しているとか、そういった子どもの行動観察を行った上で介助するかどうかという判断をして決めていく、そんな流れになっています。

○**山内委員** そのときに採用する介助員というのは、どういう経験を持った人たちを選んでいらっしゃるのですか。

○**指導室長** 介助員を探すのが幼稚園に委ねられている関係で一般の方、どうしてもつながりというところから元幼稚園のPTA会長であったり、一定程度子育てが終わって昼間の時間が空いているよというような、元の幼稚園の関係者というのが多いと聞いております。

○**山内委員** 分かりました。なぜ申し上げたかと言うと、特別に配慮を要する幼児のために入ってもらうわけですから、そういう意味ではやっぱりある水準をどう担保するかとか、あるいは採用し

た方の水準を上げていくという工夫も必要のかなと思いましたが、単に介助員を充てますというだけではなくて、やっぱりその人たちへの採用後の研修というのでしょうかそれぞれの経験をうまく聞き出しながらサポートして、質を上げていくということがもう一つ加わるとなおいいいのではないかと思いついて伺いました。

○教育長職務代理者 介助員は、身分はどういうことになっているのですか。

○庶務課長 臨時職員でございます。その方の状態によって日数が週3日から4日程度で、毎日はずかぬですね。資格は特にありません。

○教育長職務代理者 介助員を見つけるのは、幼稚園任せではなくて教育委員会がやらなくてはいけないのではないのですか。

○庶務課長 もちろん協力はしております。幼稚園だけではやはり見つけ切れない場合がありますのでこちらの方で。資格がない方ですので、たとえば臨時職員でとなると区でリストアップしている方々とかというのがありますし、色々な学校をつてにという形で探したりということもあります。学生であることもあります。

○山内委員 その人たちにどういったサポートをするか、あるいはどういった研修をするかということも、今のところはある意味で幼稚園任せということですね。

○教育長職務代理者 ほかに何かございますか。

18ページの「幼稚園就園を希望する幼児を受け入れるための環境整備の推進」、これも非常に大事な問題で、幼稚園の中身、内容のレベルアップもさることながら、幼稚園に入りたい子を受け入れられないということになると非常に問題です。その課題のところを網かけで「幼稚園は、通学区域がないため、広域調整が可能です」と云々と書いてあるのですが、この網かけ部分については、先程少し説明を戴いたのですが、少しわかりづらかったのもう一度ご説明願います。

○教育政策担当課長 肝心なことをご説明せず申し訳ありません。この網かけのところはこの3回の検討委員会の中でいただいたご意見を反映させたものにつきましては、この参考資料1とこの素案の本編とが対比できるように網かけをつけさせていただきました。

それで実際にこの辺が、この参考資料1の2ページ一番下のところ、基本方針2についてというところで、第2回の検討委員会の中で、本編のこのような芝、麻布が足りないというのは分かるのだけれどもということ、広域調整というのも前提として入れていってはどうかということがありました。

○教育長職務代理者 要するに幼稚園には学区域がないので、全体で足りていればいいという趣旨ですか、この広域調整云々というのは。

○教育政策担当課長 必ずしもそこまで言い切ったご意見ではなかったという記憶はしておりますけれども、そういう前提があるということだけは認識した上で、その辺も触れておいた方がいいのではないかというようなニュアンスだったと思います。

○教育長職務代理者 分かりました。

それからその次の「3歳保育の充実」なのですが、3歳保育については定員が足りなくて、抽せんということになっているのですけれども、3歳児保育をみんな受け入れるというための努力とか、

そういうのはどんなふうになっているのですか。

○教育政策担当課長 これにつきましては毎年の人口推計をもとに幼児数の見通しというものをつくりまして、どういう状況になるかというのを踏まえて、今後どう増やしていこうかというようなところになるのですけれども、見通しといたしましては今急激に人口が伸びております芝浦・港南地区につきましては30年度に港南幼稚園の定員増というようなことでカバーできるのではないかと見込んでおります。

もう一つ麻布地区にかけても非常に乳幼児人口が伸びてきているというところで、こちらについてもだんだん受け入れが厳しくなるのではないかとこのところのございまして、その辺を踏まえて31年度に麻布地区を定員拡大ということで、実際に3、4、5、それぞれ1クラスずつ増やすというような方向になっておりまして、今のところこの辺の定員増で一定程度はカバーできるのではないかと見ている状況です。

○教育長職務代理者 一応このアクションプログラムの中では、幼児人口の増加に伴って、幼稚園に入りたい人たちをなるべく多く受け入れられるように環境を整備しましょうという方針で書かれているということによろしいですか。特に3歳児保育については、かなり今まで厳しかったわけなので、3歳児保育の受け入れ体制を充実させましょうという趣旨でよろしいのですかね。

○教育政策担当課長 実際にまだ3年保育ができていないという園がありますので、そこについても3年保育ができるように進めていければというようなことです。

○教育長職務代理者 今やっていないのは赤羽と本村幼稚園で、これは物理的に3歳児保育の場所がとれないということで、赤羽は建て替えをするときに、本村もそういうことでそれを待つということですね。

○教育政策担当課長 おっしゃるとおりでございます。本村についても一定程度現在の条件の中でできないかというところは引き続き現場等ともお話ししながら進め、検討できればと思っております。

○教育長職務代理者 分かりました。

ほかに何かご質問ご意見等ございますか。

○山内委員 今お話のあったようなところで、27ページ、要は幼児人口の増加と共働き世帯の増加の中で預かり保育を増やしていくことも、3年保育も非常に重要だと思いますけれども、それをどう進める必要があるのだろうとは思いますが、同時に預かり保育の枠を増やせば、今度は預かり保育と保育園との境界というのが非常に小さくなってくるので、当然逆に言うと今まで保育園であふれていた部分が、今度は幼稚園の方に入りたいという人もまた増えてくるだろうと思うのですね。

ですから預かり保育の枠を増やししながら、でも保育園との時間の差が、違いが小さくなった分、幼稚園への希望が増えることに対してさらに幼稚園の定員の見直しをどうしていくかと、常に組み合わせで考えなければいけない。実はこの将来の構想というのが非常に難しいと思いますけれども、どう預かり保育を増やし、かつ幼稚園の定員を適度に拡大するかということも考えなければいけないのかなと思って今聞きましたけれども、その辺の見通しというのはどう立てていかれるのですか。

○教育政策担当課長 ご指摘のとおり、一定程度便利になるということであれば幼稚園にというよ

うなお考えを持つ方は確かにいらっしゃるかなと思います。一方で、この辺は一つ港区の特徴かなと思うのですが、比較的フルタイムで働くわけではなく、共働きといってもどちらかがパートだったり、専業で両親どちらかお1人で働いているという方が比較的多いというのもありまして、一定程度幼稚園の通常の間ですとか、あとは預かり保育の時間で十分用が足りるという方もかなりいらっしゃるのかなと思っております。

もう一つは幼稚園の教育要領の中にも触れているのですが、通常の教育時間を越えた教育については子どもの状態に配慮しつつやることも必要であろうというようなことや家庭の啓発もするというようなことになっているのですが、港区公私立ともにその辺をできるだけ守っていきこうというような意識が高いというのが、一つ特徴としてあるかなということですね。

そういった背景もありまして、当面は一定程度この枠組みの中で、逆に言うと例えば時間延長という話も一つ出てくるとは思うのですが、そうすると本当にフルタイムで共働きという世帯が例えば18時まで預かりますと言ったときに、幼稚園を選べるというような状況になるとは思うのですが、ただそうなるとその辺は申し上げた子どもに配慮するとかそういったところと、実際に4時半までで十分間に合うという方のニーズも受け入れていくというようなところに配慮して、当面は進めていくのかなとは思っているところでございます。

○教育長職務代理人 ほかに何かございますか。この程度でよろしいですか。

それでは、この案件は以上とします。

3 平成30年度港区立幼稚園の定員等について

○教育長職務代理人 次に、「平成30年度港区立幼稚園の定員等について」ご説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、30年度の定員等につきまして説明をさせていただきます。お手元資料ナンバー3番をご覧ください。今回ご協議をさせていただきますのは、一つは30年度の定員拡大ということで港南幼稚園でございます。こちらの定員を82名に。もう一つは子育てサポート保育、いわゆる4時半まで延長してお預かりするというこの保育につきまして、南山幼稚園で30年度から新たに実施するというのと、港南幼稚園については定員を40人に見直しを行うというものでございます。

項番1「経緯」ということでございますが、こちらは人口の増加に伴って幼稚園就園児数も増加しているということと、共働き世帯の増加、核家族化によって需要が高まってきているというようなことがございます。実際には平成27年度以降「子ども・子育て支援事業計画」を立てているわけですが、これに基づいて今急速に実施園を増やしてきたという状況がございます。

項番2番です。平成30年度における幼稚園の定員でございます。こちら先程申し上げましたとおり表の中程の黒い太字になっているところで、港南幼稚園につきましては現在の増築工事が30年2月末をめどに竣工していくという予定になっておりますので、これに合わせまして実際に定員を82名に拡大するというので、現在3、4、5ともに2クラスという状況なのですが、これにつきましても3、4、5とも3クラスに定員を拡大していくということになります。そうしますと

定員がトータルで246名ということになります。

裏面をご覧ください。3番「子育てサポート保育の充実」ということです。こちらは概ね教育時間終了後の午後2時から4時半まで各園20名ということでやっております。14年度から始まり現在9園という状況でございます。ここに30年度新たに南山幼稚園で開始するというので、これによって12園中10園で実施するというので予定しております。

これが一つと、港南幼稚園につきましては20名から40名に拡大するというのでございます。特に港南幼稚園につきましては既に年度末は実施する日が全て抽せんというような、状況が続いており、もともとニーズが高いというようなことがございます。それに加えてこの程30年度に定員が1.5倍ということになりますので、さらに利用できる機会が限られて競争率が高くなるというような状況になりますので、これに配慮して定員を拡大できればということで考えております。いずれも実施時期は30年4月からということになります。

項番4の「その他」ということで、こちらの定員拡大につきましては麻布幼稚園で予定しております。子育てサポート保育につきましても31年度に2園残りますので、こちらにつきましては新たに開設をすることで結果的に12園ということでできればと。今、白金台と芝浦がまだで南山が始まってもその2園残っておりますので、今のところその2園も31年度までに実施できればと考えているところでございます。

最後に項番5の「今後のスケジュール」です。本日の協議を踏まえまして庁議、議会を経て園児募集があります。これが11月11日に「広報みなと」で周知というようなことになっております。

参考までに、参考1、参考2ということで、学級数、園児数と倍率の資料もつけさせていただいております。説明は以上でございます。

○教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、何かご意見ご質問がございますでしょうか。

○山内委員 今の内容はもう特に異議は何もありませんが、参考資料2を拝見していて教えていただきたいことがあります。28年度と29年度を比べると例えば芝浦、高輪、白金台あたりの希望人数が随分減っていますけれども、これは偶然減ったのか、何らかの理由があって減ったのかというところはいかがなのでしょうか。他のところもかなり29年度に希望が減っているところが多いのですが。

○教育政策担当課長 いくつか考えられる要因としましては、保育園の需要が非常に伸びているというようなところもあるのですけれども、そういう状況の中で、この地域の保育園の増築、新設ですとかそういったもので保育定員が上がったということもあって、そちらの方に流れているのではないかと、そういうことも一つ考えられるかなとは思いますが。

○教育長職務代理人 今まで特に3歳児は募集より多くて抽せんしたりとか、結構そういうのが多かったのですが、山内委員ご指摘のとおり29年度だけ押しなべて希望人数が減っているとのことですが、その原因は何でしょうか。

1. 4倍ぐらいなのが港南と南山、それ以外みんな1.2とか1.1倍。

○山内委員 当然1年だけで見ても偶然の偏りもあるので何とも言えませんが、こういう動きも丁寧に見ながら何がその要因になっているかというのを見ておくことで、実は将来の色々な幼稚園の

定員の設定を考える参考の材料になりますので、かなりある傾向で動いているときはその背景も考えていかれた方がよろしいと思います。

○教育長職務代理者 今まで幼稚園、特に3歳児は抽せん抽せんですと厳しい状況が続いていましたが、今年29年度になって、何か本当に分からないという感じですよ。

この29年度の倍率が下がった原因についてもう一度ご検討いただいて、またこんなことではないかということがありましたら説明いただければと思います。今日のところはこれで。

ほかに何かございますか。

○薩田委員 子育てサポート保育で抽せんするときもたくさんあるということなのですが、そのお願いするに当たって保護者は特にこんな理由があるから今日お願いしたいという申請はあるのでしょうか。

○教育政策担当課長 年間利用とその都度利用できるスポット利用と二つに分かれておまして、運用の中で年間利用の場合には一定程度状況を、就労だったら例えば就労の状況ですとか介護だったりとか、そういったものをあらかじめ書面を出していただくということになります。一方でスポット利用に関しましては特段そういったものは求めず、年間利用の方がいてそれ以外の空きのところはスポット利用という形で、20以内に収めるという形でやっている状況でございます。さまざまな理由はあると思います。

○薩田委員 その中でスポットだと例えば上のお子さん、小学校とかの保護者が午後あるので、ちょうどこのお迎えの時間が保護者の時間になると、あっち迎えに行くと一緒に連れて帰ってきて、小学校に下のお子さんという状況よりは、やっぱりちょっと落ちついて、先生方との保護者会に参加したいから下の子は幼稚園でぜひお願いしたいという方がやっぱり同じ日に集中してしまうかもしれないですけども、いらっしゃると思うんですね。

現実的な問題もありますけれども、もしそういうご希望でどうしてもという方は、抽せんの際に少し優先というふうにしてあげてほしいなと思います。保護者の意見です。

○教育長職務代理者 そのような要望は可能なのでしょうか。

○田谷委員 難しいですね。だけど、これ必要ですよ。

○教育政策担当課長 確かにそういうご事情によって、確かにこの用だったら何とかしてあげたいとか、そういうのは実際にあると思います。仕組み自体が今はこういう形なので、課題かなとは思いますが。あとはそうですね、実際にはほかの施設で1時間500円で預かっていただけたところとか、そういうところで何とかしのいでいる方もいらっしゃるみたいなので。

○教育長職務代理者 それでは、ご要望ということでよろしいですか。

○薩田委員 はい、保護者の要望です。

○教育長職務代理者 分かりました。

それでは、この件についてはよろしいですか。ではこの案件はこの程度とします。

日程第2 教育長報告事項

1 平成29年度港区社会体育優良団体表彰について

○教育長職務代理者 次に、日程第2教育長報告事項に入ります。「平成29年度港区社会体育優良団体表彰について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、平成29年度港区社会体育優良団体表彰につきまして、教育委員会資料ナンバー4に基づきご説明させていただきます。

教育委員会ではスポーツ・レクリエーションの普及及び発展に貢献し、区民の社会体育の振興に寄与した社会体育関係団体を表彰しております。「港区社会体育優良団体表彰要領」第5条の規定に基づきまして、本年8月22日開催の港区スポーツ運営協議会の意見聴取を経て、次のとおり本年度の表彰団体を決定いたしました。

本年度の表彰団体は、港区社会体育団体である「さつき会」と「みなとチェリーズ」になります。表彰日は昨日10月9日、みなとスポーツ・体育祭開会式で表彰させていただきました。

表彰理由でございますが、まず「さつき会」につきましては昭和52年の設立以来40年以上、卓球を通して会員の体力や技術の向上とともに親睦を図ることを目的とし、コーチを招いて継続的に活動しております。また会員の方々は港区在住・在勤で全員港区卓球連盟に加入していらっしゃる、大会に積極的に参加するほかレディーススポーツ大会の運営に協力するなど、地域活動にも積極的に参加されております。

次に「みなとチェリーズ」でございますが、こちらも昭和50年の設立以来40年以上バドミントンを通して、会員の健康や技術の向上とともに親睦を図ることを目的とし、「楽しく、ケガなく、上手くなろう」を合言葉に、コーチを招いて継続的に活動をされております。また会員は港区民で構成され、ほかのバドミントンチームを対象とする審判講習会のほか、初心者のための練習会の実施や審判資格取得者が大会運営に協力するなど地域活動を行っております。

最後に4番の「表彰団体概要」でございます。主な点のみ紹介させていただきます。「さつき会」は種目が卓球。設立年月日は昭和52年4月1日で、会員数は26名。昨年28年度の活動日数は61日間でございます。次に「みなとチェリーズ」でございますが、こちらの種目はバドミントンで、設立年月日は昭和50年4月1日。会員数は8名で、28年度の活動日数は63日でございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、何かご質問等はございますでしょうか。

この優良団体の表彰はいつ頃からやっているのですか。

○生涯学習推進課長 要領自体は平成3年からです。

○教育長職務代理者 平成3年からですか。そうすると毎年2団体ぐらい表彰するのですかね、全部で何団体ぐらい受けているのですか。

やはり表彰されると励みになって活動が活発になって、非常にいいものだと思います。

○生涯学習推進課長 今までに35団体表彰しています。

○教育長職務代理者 分かりました。

ほかに何かご質問ございますか。

よろしいですか。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

- 2 後援名義等の9月使用承認について
- 3 生涯学習推進課の9月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の9月の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の9月行事実績について
- 6 図書館の9月利用実績について

○教育長職務代理人 次に、「後援名義等の9月使用承認について」「生涯学習推進課の9月事業実績について」「生涯学習推進課の9月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の9月行事実績について」「図書館の9月利用実績について」この5件の定例報告については配布資料のとおりです。各案件について何かご質問とか補充説明はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長職務代理人 では、なければこれをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を10月24日火曜日、午前10時から開催の予定ですので、よろしく願いいたします。

それでは皆さん、お疲れさまでした。

(午後11時42分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐